

相続について お悩みはありませんか？

例えば…

- ・自分が亡くなった後、遺産はどうやって分けられるの？
- ・相続対策ってなにをどうすればいいの？
- ・遺言書って書いたほうがいいの？
- ・遺贈寄附ってなに？
- ・生前贈与ってどうすればいいの？
- ・生命保険が相続対策になるってどういうこと？



そんな時は「せいしん」にご相談ください!!

★「せいしん」では、相続に関する様々な相談を受付けています

★専門家による「税務・法律・事業承継相談会」を毎月無料で開催しています

※事前予約制の個別相談会となります。

※具体的な相続税の計算等を行っておりません。

※ご相談内容によってはお受けできない場合がございますのでご了承ください。

★詳しくは、お近くの静清信用金庫窓口までお問い合わせください

このような方は、遺言書の作成を検討してみませんか？

【子供がいないご夫婦の方】

大切な配偶者に全財産を遺すためには、遺言書が必要です。

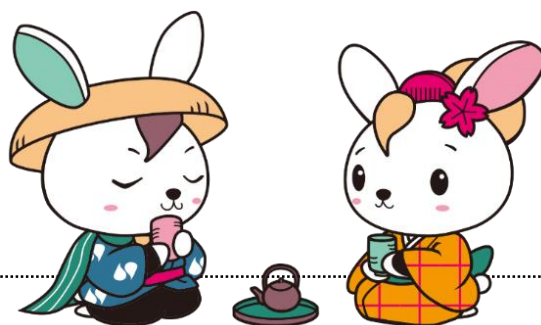
【遺産を寄附したい方】

生まれ育った市町村や、特定の団体等への寄附を検討している場合は、遺言書があるとスムーズに手続きができます。

【単身者の方】

財産を遺したいのは、法定相続人の一部の方ではありませんか？

ご自身に万が一のことがあった場合の、その後の手続きについても、一緒に考えておきましょう。



その他、

- ・判断力に懸念のあるご家族がいる方
- ・相続人以外（介護でお世話になった子の配偶者等）に財産を遺したい方
- ・再婚で前配偶者との間に子供がいる方
- ・財産に占める不動産の割合が高い方
- ・会社経営者の方 など

遺言書がない場合は、相続人が遺産分割協議（遺産分割の話合い）を行い、故人の遺産の分け方を決めます。
自分の想いを伝えるためにも、遺言書の作成も検討してみませんか？



※当金庫が案内させていただくのは、原則、(株)山田エスクロー信託の「遺言信託業務」となります。「遺言信託業務」は遺言書の作成サポート、保管、遺言執行（財産の名義変更）を行うサービスです。当金庫は(株)山田エスクロー信託の業務提携店として媒介を行っています。
※遺言信託業務をご利用いただく場合、(株)山田エスクロー信託所定の手数料が発生します。

※自筆証書遺言の作成サポートは行っておりません。ご了承ください。
※詳しくはお近くの静清信用金庫本支店窓口までお問い合わせください。